

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①制度内容 >	一部追記	「また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」又は「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。」を追記。	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①事務内容 > 1. 資格管理業務	一部追記	「※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。」を追記。	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①事務内容 > 2. 賦課・収納業務	一部追記	「※2:保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」を追記。	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①事務内容 > 3. 給付業務	一部追記	「※3:給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①事務内容 > 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)	全文追加	「4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) (1)平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 (2)また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 ※4:資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。」	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①事務内容 > 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	全文追加	「5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。」	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 < ①事務内容 > 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	全文追加	「6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) (1)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 (2)また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 ※5:情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。」	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1.資格管理業務」に付随する事務)	全文追加	「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1.資格管理業務」に付随する事務)・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報(※6)を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。 ※6:基本4情報とは、氏名、生年月日、性別、住所のことを指す。」	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	一部追記	「・中間サーバー」を追記	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	「実施しない」	「実施する」	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	「・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。」	事前	③事後で足りるものの任意で事前に提出
平成29年12月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長	事務局長 繁田 昌宏	事務局長 鈴木 健士	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらぬもの
令和1年6月21日	I. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<略> (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 <略>	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に、第22条の2、第24条の2、第31条の2を追記。	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらぬもの
令和1年6月21日	I. 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	事務局長 鈴木 健士	事務局長	事後	新様式への変更に伴う
令和1年6月21日	IV リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条 <略>	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <略>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年11月30日 時点		事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年11月30日 時点		事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出